

1 開 会

○熊谷主任主査 ただいまから第62回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会します。本日の進行役を務めます廃棄物特別対策室の熊谷と申します。よろしくお願ひします。

初めに委員の皆様のお紹介ですが、出席者名簿記載のとおりです。出席予定の洪屋委員がお見えになっていませんが、現在、委員14名中12名の出席をいただいております、会議として成立していることを報告します。次に事務局職員の紹介ですが、名簿記載のとおりです。

開会に当たって、岩手県環境生活部長の風早から御挨拶を申し上げます。

○風早部長 本日は委員の皆様方、大変お忙しい中、午前の現場視察に引き続き、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。幸い天気も良くて、熱心に御覧いただいた関係で少々時間が押してしまひまして、御迷惑をおかけいたしました。お詫びいたします。この協議会は、平成15年7月の設置以来、今回が62回目になります。この間、委員の皆様方から多数いただきました御意見、御助言に関しまして、改めて御礼を申し上げます。

先ほど御覧いただきましたように、最大の課題であった廃棄物撤去が終了した3月以降、キャッピングシートを順次除去して、汚染土壌の本格的な浄化を実施しているところであります。前回の協議会以降では、A地区及びN地区、いずれも本日御覧いただいたように、スポット的な高濃度部分の掘削、除去、そういったところの取組を重点的に進めています。本事案は、多種多様の廃棄物による国内最大級の不法投棄事案ですが、関係の皆様のお尽力、御支援により、多くの困難を乗り越え、ここまで来ることができました。原状回復の目標の年次まで3年余りとなった現在、これらの貴重な記録、知見、教訓等をきちんと後世に伝えることを準備していくことも重要だと考えています。引き続き、皆様方とともに取組を進めて参りたいと考えていますので、一層の御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですが、開会に当たっての御挨拶とします。本日は何とぞよろしくお願ひいたします。

○熊谷主任主査 それでは、議事に入ります。協議会設置要領の規定により、議事進行は委員長が行うこととされていますので、ここからは齋藤委員長にお願いいたします。

2 議 事

(1) 協議事項

- 1) 現地確認結果について
- 2) 跡地整形業務について
- 3) 土壌汚染対策について
- 4) 環境モニタリング結果について

5) 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討WGについて

6) その他

(2) その他

○齋藤委員長 午前中は御苦労さまでした。大変すばらしい天候で、原状回復業務の未来を明るくなどという都合のいいことを考えながら現場を歩いてきました。2000年頃はひどい臭いで、とても目を開けて歩けないようなきつい状態でしたが、今日はさわやかな秋の風の中で臭い一つしない。全面撤去の大きな証というところを、感じて来られたことと思います。

「協議事項1 現地確認結果について」でございますが、委員の皆様方に、現地を御覧になった印象、あるいは思うところ、課題、何でも結構です。率直なお話を伺いたいと思います。生田委員、お願いします。

○生田委員 委員長がおっしゃったように、当時はこうだったなと思い浮かべながら、よくぞここまで来たなと感じました。さわやかな秋のすばらしい日に、臭いもなく、本当に、ここがあのだい現地だったのかと。今後は、1,4-ジオキサンの土壌浄化などを頑張っていただけだと思っています。

○齋藤委員長 ありがとうございます。笹尾委員、お願いします。

○笹尾委員 初めて現場を視察したのは2001～2002年頃だったと思います。委員長がおっしゃったように、臭いがほとんど無くなり、作業の進捗を感じたところです。これまで大きなトラブル等もありませんでしたので、今後も残された期間、事故等がないように進めていきたいと思っています。

○齋藤委員長 中澤委員、お願いします。

○中澤委員 現場を見学して感じたことは、先ほど環境生活部長さんからお話があったように、3年で土壌浄化を完了しなければいけないことです。汚染源の除去や浄化の準備が着々と進んでいますので、それを早く進めて、十分な時間をかけて浄化ができるようにやっていただきたいと思っています。

○齋藤委員長 藤原委員、お願いします。

○藤原委員 最初に行った時とは臭気も地形も全然違っておりました。改めて見ますと、何でこんなところに、何のために捨てたのか、また腹立たしくなっています。様々な有害物質等についても3年間でなくしていただけると専門的な説明をお聞きしました。後3年でこれが片づくということでもあります。今後、地形を元に戻すとなれば、どのようにして戻すのかなと思いました。凹凸をなだらかにして、表土を整えたりなどと考えました。青森県の担当の方に「植林は気候風土や地形に合った木なのですか。表土等はどちらから持ってきたのか。」などとお聞きしましたら、「覆土等は途中でですが、最終的には植えた木の1割でも残れば森になります。」とおっしゃっていました。元通りになるのは、もうしばらく時間か

かると感じました。

○齋藤委員長 ありがとうございます。山本委員、お願いします。

○山本わか委員 産廃の撤去が終わったからといって完了ではなくて、もう既に第2のステージの幕が上がっていると思いました。

○齋藤委員長 ありがとうございます。板井委員、お願いします。

○板井委員 もう少し時間がかかる部分と、大きく進んだ部分がはっきりして、今後の課題がはっきり掴めたと感じました。

○齋藤委員長 颯田委員、お願いします。

○颯田委員 地下水汚染の対策が進んでいることを間近に見ることができて良かったと思っています。すごくさわやかな天気でしたが、冬が近くなってきているので、計画を粛々と進めていただきたいと思います。

○齋藤委員長 高嶋委員、お願いします。

○高嶋委員 初めて青森県側から見た県境の矢板部分が印象的でした。この工事が完成して1つ対策が進んだことは非常に喜ばしいことと思いました。

○齋藤委員長 橋本委員、お願いします。

○橋本委員 今日はお天気も良かったのですが、静かだと思いました。色んな工事が一段落して落ち着ついたということが印象的でした。最後に見学したN地区は汚染がひどくて苦労したところで、あそこだけでも恐らく何十億円とかけているのかと思いました。この場所、空間に巨費を投じて、どんな価値があるのだろうと、何か人間の愚かさのようなものをつくづく知らされた訳です。もうこんなことは経験したくない、見たくないと思った次第です。

○齋藤委員長 山本委員、お願いします。

○山本晴美委員 今日は、廃棄物の全量撤去が成ったということ、目でも鼻でも、色んな所で感じることができました。関係者の皆様、大変苦勞なさったと思います。

今後の浄化作業については、高い精度を求められるような段階に入ってきたことを思うと難しいところもありますが、これまでの取組が徐々に成果を上げてきていることを感じることができました。町におきましては、「美しいまちづくり条例」、今回のことを後世に、そして住民生活にどう取り組んでいくのかということを行うための条例を10月1日から施行することが決まりまして、何とかこれをしっかりとしたものにしていきたいと思っています。我々も、岩手県側も、ともに取り組んで、このことを忘れない、このことを伝えながら、そしてしっかりと取り組んでいかななくてはいけないと改めて感じた次第です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。築田委員、お願いします。

○築田委員 本当に秋晴れのすばらしい中、周りの景色が黄金色でした。実りある秋のもとに、現場の荒廃、あそこだけがなぜこんな状態になったのかと改めて考え直していく必要があると感じました。汚染土壌対策の説明があり、A地区法面の土壌の掘削や北側県境の遮水

壁が進んでいましたが、周辺部の地下水の汚染の確認は両県区域でなるべく早くやっていた
だきたいと思います。

○齋藤委員長 それでは、藤田次長さん、感想をお願いします。

○藤田オブザーバー 午前中はお疲れ様でした。私は、平成19年頃からしか現地を見ていま
せんので、一番酷いときは見ていないと思うのですが、現地から廃棄物が撤去されたという
ことで、皆様が感想を述べられたように、作業は着々と進んでいました。板井委員が言われ
ましたように、時間がかかるものとそうでないものが見えてきたような気がすると言われた
ことが今後の岩手県の処理の中で一番重要なのかなど。廃棄物は目に見えますので、まだあ
ると思えば撤去すればいいのですが、地下水の浄化ということはなかなか目に見えてこない
ので、先ほど来のあと3年余りという時間の中で、完全に処理が終わるかということについ
ては、築田委員が言われたように地下水の分析ですとか土壌の分析を進められて、状況の確
認をされて、3年間の計画が間に合うのかというところをしっかりと見極めていただければ、
平成29年度の末には皆様が良かったとなるのではないかと思います。

○齋藤委員長 ありがとうございます。私も感想を申し上げます。全面撤去のさわやかな
喜びとともに、浄化に関して考えられる手はとりあえず打った、その効果が来年の今頃まで
本当に明確に出てくるかという多少の不安、何とかなっしてほしいという強い印象を持ちまし
た。N地区については、濃度が低下しない場合、残った最後の部分は掘って取るぐらいの力
仕事をしなければならないと思います。できることは限られてくるだろうと思います。跡地
をどうするかも考えると、3年半は決して長い時間ではない。並行して考えていかなければ
いけないと思いました。しばらくぶりに青森県区域も広く眺めて、緑化の報道後、どうなっ
ているのだろうと思ったのですが、これだけ広大なところについて、跡地をきちっとするこ
とは簡単ではない。なかなか一緒にということが難しい要素があるのかもしれない。両県
でやりながら全体で調和を図るとか、いろんなことが出てくるのかもしれない。本日の協
議事項になっていますが、跡地をどうするか、どんなふうに生かしていくか、これも早々に
進めていかなければならないということが印象でございました。皆様方から現場確認の感想
等をいただきましたので、これを今後の協議に生かしていきたいと思います。

それでは、「協議事項2 跡地整形業務について」、事務局から説明をお願いします。

○川村主任 工事を担当している川村です。よろしくをお願いします。「協議事項2 跡地整
形業務について」を御説明します。1頁の資料1を御覧願います。協議会の資料においては、
図の標題を本体の上方に記載しています。一般的には下方ですが、頁を跨ぐ大きな図が多い
ため、初めに標題を御覧いただけるようにしています。

それでは、「1 平成26年度跡地整形業務の実施内容の変更」について御説明します。岩
手県区域の地下水を県境部から東側に向かって自然流出させるため、N地区から南調整池まで、
地中横断管120mを設置しようとするものです。

2頁の跡地整形平面図を御覧願います。本年度の施工位置を点線の丸で囲んでいます。当初案では集水坑2基を施工する予定でしたが、地層等の状況から詳細な検討が必要と認められたため、工程を変更して、本年度は施工方法や工法検討、配置計画等の検討を実施し、来年度以降に施工したいと考えています。この変更に伴い、本年度は右下の赤線で囲んだ地中横断管の設置を前倒しで施工することを検討しています。

1頁にお戻り願います。集水坑の検討内容について御説明します。まず、「(1) 施工方法及び工法」です。集水坑の深度が深いため、集水坑の外周面に作用する土圧が高くなります。また、地下水位が浅いため、集水坑を掘り進める途中で地下水が湧出する可能性があり、施工する際にも仮設工として止水処理の検討が必要となります。このことから、安全に施工する方法、例えば集水坑の外周面を支える土留め支保工の工法や、薬液注入による止水処理等の検討を行います。また、今年度施工した汚染拡散防止工において、A地区西側区域で地中に多くの転石があったことから、そのような状況にも対処できる工法を検討しています。

次に、「(2) 配置計画」です。地形、地下水位の状況を把握し、効率的な集水を行うため、集水坑の本数、位置等を検討します。2頁を御覧願います。跡地整形スケジュールにおいて、点線が当初案、実線が変更案です。1行目の地中横断管設置は平成27年度から平成26年度へ、2行目の集水坑設置は平成26年度から平成27年度に変更しようとするものです。全体工期の延長はないので、実施計画の計画期間内で全て完了するものです。以上で「跡地整形業務について」の説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。今の説明に関して、御質問、御意見ございましたらお願いします。中澤委員、どうぞ。

○中澤委員 配置計画のところに集水坑の本数、位置等を検討と記載していますが、平面図の1～5を指しているのでしょうか。集水坑数の検討とは、この5本のことですか。

○川村主任 はい、この集水坑の本数のことです。

○中澤委員 5本ではなくて、もっと増える可能性があるということですか。

○川村主任 はい。例えば、県境部の地下水位は地点によって異なっているので、水位の高い地点には密に配置することなどを検討します。

○中澤委員 では、その平面図の5本は確定という意味ではないですね。

○川村主任 はい、今後検討して決定するものです。

○齋藤委員長 よろしいですか。数本の集水坑と地中横断管により地下水を南調整池に流すということです。今回設置した遮水壁はどの時点で撤去することになっていましたか。

○工藤課長 遮水壁の延長部分と既存部分については、いずれも当面は残す必要があると考えています。青森県計画の事業期間は平成34年度までなので、岩手県区域の原状回復が終了した後も一定期間は地下水を遮水壁等により回収して本県側に排出することを検討しています。具体的な対応は、環境省や青森県と協議して参ります。

○齋藤委員長 あくまで仮設の鋼矢板だから、岩手県が恒久的にこの体制で岩手県区域に持ってきて済ませるといふわけにはいかない。ですから、とりあえず遮断した地下水を回収して南調整池に流す。その後、どんな形にするかということは、まだ不確定の要素もあり、ある程度状況を見ながら検討をしなければならない話ですね。

○工藤課長 はい。

○齋藤委員長 その後、地域全体としてどうするかということは、それなりに考える必要があるという認識でよろしいですね。今回の鋼矢板は地表からどのぐらいの深さまで打ち込んでいますか。

○川村主任 地下20m前後まで打設しています。

○齋藤委員長 止水処理がしてありますね。

○川村主任 はい、底盤から下の約3mを止水処理しています。

○齋藤委員長 地下の岩盤は透水係数が小さいのですが、完全に水が漏れないという盤はなかなかないのでありまして、岩盤の下3mまでを止水処理してという形で、そこを抜けていくことはないという前提での鋼矢板の位置づけと考えてよろしいですね。

○川村主任 はい。

○齋藤委員長 この遮水壁の効果がどんな形で表れるのか。実際漏れていかないはずなのですが、それをきちっと実証した上で、また先の対応が出てくるかと思えます。効果等については、青森県区域の移動等のデータも踏まえて協議、検証していくということによろしいでしょうか。

○工藤課長 両県で情報共有しながら、協議、検証したいと思えます。

○齋藤委員長 岩手県としても、できる範囲で手を打ったのだと思えますし、その効果がきちんと出て、両県一緒にこの問題に対応していければいいと思えます。その辺の情報交換はできるだけ綿密にさせていただきたい。ほかにございませんか。よろしいですか。

「なし」の声

○齋藤委員長 それでは、「協議事項3 土壌汚染対策について」の説明をお願いします。

○川又主任 廃棄物対策室の川又と申します。「協議事項3 土壌汚染対策について」を御説明します。3頁の資料2-1を御覧願います。1,4-ジオキサン対策について、「1 概況」を御説明します。1,4-ジオキサンは医薬品製造等に使用される有機溶剤の一種で、平成21年度に環境基準、平成24年度に排出基準が設定されました。環境基準の超過が場内の複数地点で確認されたため、平成25年度から浄化対策を実施しています。1,4-ジオキサンを含む地下水を揚水井戸から回収する洗出処理を実施しており、全体的に濃度は低下傾向にあります。特に濃度が高い地区においては、貯水池から地下に注水して浄化を促進しています。回収した地下水は水処理施設で環境基準に適合させた後、再利用又は放流しています。揚水井戸を揚水量により色別しており、括弧内の数字は8月の1,4-ジオキサン濃度です。

ここで、前回協議会以降の取組について、御説明します。7頁を御覧願います。A地区及びその周辺の対策を進めており、県境遮水壁の延長整備が7月に完成しました。この周辺の地下水を回収、浄化するため、図1の黒い点線で囲んだ地点に大口径井戸Aを新たに設置し、8月に供用開始しました。また、高濃度の土壤汚染が認められたA-B地区境界部の砂質土層の除去が9月に完了しました。A地区からB地区への汚染拡散を防止するため、境界部に設置した貯水池でA地区からの浸出水を回収しています。

4頁を御覧願います。「2 地下水調査結果」を御説明します。表1に浄化を開始した平成25年4月以降の濃度の推移を掲載しています。右側4列が前回協議会以降、5～8月の調査結果です。上表が揚水井戸、ヨの系列で、下表がモニタリング井戸のイの系列です。1,4-ジオキサン濃度を基準適合、5倍以下、50倍以下、50倍超の4段階に色別しています。定期調査の対象としている43井戸のうち、直近の8月は採水可能であった40井戸で調査を実施しました。環境基準の超過は20井戸で、最大値はD地区のヨ-8で0.70mg/L、基準値の14倍相当でした。濃度の推移については、浄化前の濃度が特に高かったヨ-1、ヨ-2、イ-1は低下傾向、ヨ-3は横ばいでした。汚染が広範囲に検出されているJ地区のイ-6-1、イ-15は横ばいでした。他の井戸は全体的に低下傾向でした。

「3 洗出処理の状況」を御説明します。これまでの1,4-ジオキサンの除去量は、表2のとおり累計で10,071g、月平均で592gでした。揚水量は累計で95,304m³、月平均で5,606m³でした。5頁を御覧願います。図2に1,4-ジオキサンの除去量をグラフでお示ししています。赤が累計の除去量の推移で、概ね順調に増加しています。

「4 水処理施設の運転状況」を御説明します。「(1) 監視体制」については、原水と処理水の1,4-ジオキサンを週1回、揮発性有機化合物（VOC）及び重金属を月1回、環境基準の評価方法により測定しています。計量証明書は8～11頁のとおりです。

4頁にお戻り願います。「(2) 監視結果」については、水処理施設は概ね安定に稼働しており、次の2点を除き、処理水は環境基準に適合していました。

1点目は1,4-ジオキサンで、表3のオレンジ色の部分です。6月30日に処理水槽で0.08mg/L、基準値の1.6倍でした。下流に位置する場内の沈砂池においては、0.047mg/Lで基準に適合していました。翌7月1日に活性炭を交換し、7月2日に処理水が0.01mg/Lと平常値に戻っており、活性炭の劣化が原因と推定されます。

2点目は「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」で、表4のオレンジ色の部分です。6月4日に処理水槽で14mg/L、基準値の1.4倍でした。偽装堆肥が投棄されていたB地区貯水池の一部撤去に伴う池水処理後は平常値に復帰したことから堆肥の影響と推定されます。

これらの対応を踏まえ、基準超過の再発防止対策として、①部品交換等の保守点検は十分な余裕を確保すること、②通常と異なる原水は事前に水質を確認し受入水量を調整することとし、管理運営の改善を図りました。

6頁を御覧願います。「5 今後の対応」を御説明します。A－B地区の境界部において、8月以降、キャッピングシートを除去しながら、図3の中央付近にある1,4-ジオキサンが高濃度な砂質土層の掘削除去を行い、今週完了しました。また、A地区において、洗出処理を強化するため、図3の上側に新たに貯水池を設置して、地区全体に給水を行います。10月に着工する予定です。これらの対策に伴って、図3の下側にあるB地区の貯水池を整理しました。上段の池でA地区の浸出水を捕集して水処理施設で処理しています。下段の池でB地区の雨水等を捕集して、上澄みを放流しています。不要となった中段の池は埋め戻しました。

12頁の資料2－2を御覧願います。VOC対策について、「1 概況」を御説明します。N地区において、廃溶剤のドラム缶等が出土した周辺から揮発性化合物、VOCが検出されており、平成19年度から浄化を実施しています。これまでの微生物処理等により、濃度が当初の1/100から1/1000程度となり、現在も低下傾向にあります。

図1はN地区の現況です。揚水井戸により洗出処理を行っています。地区内を10m四方の区画単位で管理しており、区画の位置をアルファベットと数字の組み合わせで示しています。西側から東側に下る緩傾斜地ですが、浄化対策による掘削のため、現在は中央部が窪地になっています。

図2は飽和帯における土壌浄化の進捗状況です。各区画を地下水のVOC濃度により、基準適合、5倍以下、50倍以下、50倍超の4段階に色別しています。浄化開始前の平成21年4～6月は全体が赤い、高濃度の状態です。微生物処理等の対策により、平成23年3月、平成24年6月と汚染区画の減少が続きます。この当時は汚染区画が中央部に集中しており、1列の区画は環境基準に適合していました。平成25年12月になると、汚染区画は西側遮水壁付近と中央部のb－8区画に移動しています。

13頁目を御覧願います。前回協議会以降に実施した本年5～8月の調査結果です。5月は汚染が残存する西側を中心に44区画を調査しました。基準超過は16区画で、西側遮水壁付近14区画と中央部b－8区画、b－9区画でした。6～8月は基準超過区画の追跡調査を実施し、5月と同様の状況が確認されました。各月の汚染物質の濃度は、「2 地下水調査結果」の表1～5のとおりです。c－1区画、d－1区画が特に高く、横ばいで推移しています。全体的な傾向として、16～20頁の参考資料にお示ししているように、県境から遠い区画ほど早い時期に一旦上昇して低下に転じています。東側の区画においては、環境基準に適合した状態が継続しています。廃棄物の掘削終了に伴って、平成25年4月以降の順次、キャッピングシートを除去してきたことを考慮すると、現在は地下水の涵養に伴って汚染物質が西側に移動している状況と推定されます。

14頁を御覧願います。中央部における地下水の詳細調査結果について御説明します。表2は5月に実施したb－7区画、b－8区画、b－9区画で6井戸の調査結果です。図3の黄色の3井戸で基準超過を超過し、環境基準比の最大値はb－8－1井戸のテトラクロロエチ

レンで33倍相当でした。b-7区画は全項目が基準適合でした。

表3～5は6～8月の調査結果です。太線で囲んだ部分がb-8区画とb-9区画です。b-8-1井戸は汚染物質の濃度が高く、テトラクロロエチレン等が環境基準比5倍以上で推移していました。b-8-2井戸は低下傾向にあり、テトラクロロエチレン以外は全て基準適合でした。b-9-2井戸も低下傾向にあり、7～8月には全て基準適合となりました。b-8区画とb-9区画においては、周辺部への拡散が認められず、局所的な残留汚染となっています。

15頁を御覧願います。「3 土壌調査結果」について御説明します。b-8区画及びb-9区画において、浄化対策の設計のため、図4の黒丸のとおりb-8-1井戸及びb-9-2井戸の近傍2地点でボーリングコアを採取し、土壌の溶出試験を実施しました。調査結果は表6～7の右欄とおりで、過去の状況と比較するため、平成20年12月の調査結果を左欄にお示ししています。また、各調査地点に近い井戸の地下水のモニタリング結果を表の下部にお示ししています。b-8区画は表6のとおり全て基準適合でした。b-9区画は表7のとおり標高438m前後でテトラクロロエチレン等の5物質が環境基準を超過していました。深度では、地下6.5mの位置です。これまでに実施した地下水及び土壌の調査結果から、土壌の汚染範囲は両区画の境界付近と推定されます。

「4 今後の対応」について御説明します。汚染土壌対策技術検討委員会の助言を得ながら全体的な洗出処理を継続するとともに、高濃度区域で2つの重点対策を実施します。1点目は、中央部のb-8区画、b-9区画において、汚染源となっている土壌の掘削除去等を行うものです。この区画は法面に近く、上方に水処理施設の原水槽がありますので、設計、工法等を詳細に検討することとしています。2点目は、西側の1～5列の区画において、道路舗装を除去して地下水を涵養し、洗出処理を強化するものです。以上で「土壌汚染対策について」の説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。御質問、御意見をお願いします。高嶋委員、どうぞ。

○高嶋委員 道路が2列の区画にありますが、舗装を除去した後に貯水池の設置等を実施するということでしょうか。また、舗装の除去は、いつ頃になるのでしょうか。

○川又主任 貯水池の設置等については、道路の近くに電柱がありますので、支障のない範囲で掘削して、雨水を浸透させるような形にしたいと考えています。舗装の除去は年内を予定しています。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。中澤委員、どうぞ。

○中澤委員 13頁の図2について、7月は2列の区画、道路の地下の部分に汚染がありますが、8月は「今回調査なし」となっています。調査地点はどのようにして選定しているのでしょうか。また、汚染源の掘削除去について、b-8区画は汚染範囲を絞り切れていないと

見たのですが、そのあたりはどう考えているのでしょうか。

○川又主任 まず、地下水の調査地点については、高濃度が続いている1列の区画、c-4区画、b-5区画を中心に選定しており、揚水井戸で採水しています。8月の追跡調査で2列の区画は対象になっていませんが、年2回ほど実施している広範囲の調査で監視を続けてきたところですよ。次回の広範囲の調査は12月を予定しています。

また、b-8区画の汚染源については、これまで調査結果と地下水の流向から判断して、b-8-1井戸とb-9区画の3井戸の間にあると考えています。掘削除去には、広めに掘削する方法とボーリング等により範囲を絞り込んでから掘削する方法がありますので、よく検討して対応します。

○齋藤委員長 よろしいですか。

○中澤委員 はい、方針はわかりました。了解です。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。颯田委員、どうぞ。

○颯田委員 3頁の図1について、J地区のイー6-1が揚水停止中です。確かに4頁の表1を見ると8月は基準適合していますが、21頁の環境モニタリング結果を見ると8月も結構、高濃度で検出されており、揚水停止は時期尚早と思います。いろいろデータがあるので、総合的に判断してほしいというお願いです。

また、3頁のところのイー20も揚水停止中ですが、1,4-ジオキサンは低濃度でも、ベンゼンが高濃度なので、揚水した方がよいと考えられます。

○川又主任 御指摘の井戸において、揚水できるよう調整します。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。ほかにございませんか。生田委員、どうぞ。

○生田委員 N地区のドラム缶投棄場所、一番汚れていた場所について、確認します。この場所は、微生物処理や洗出処理をした場所ですが、まだ赤く表示されています。汚染が残っているということでしょうか。掘削して汚染箇所を取り去るという形で処理をするのですか。

○工藤課長 汚染が残留している中央部の区画については、掘削撤去を検討しています。

○生田委員 撤去した土壌はどこで処理するのですか。

○工藤課長 場内で浄化することを検討しています。

○生田委員 場内で処理するという形はもう決まっているのですか。日程は。

○工藤課長 土壌の処理方法については、汚染土壌対策技術検討委員会から助言をいただいて判断したいと考えています。

○生田委員 わかりました。

○齋藤委員長 ほかにいかがでしょうか。中澤委員、どうぞ。

○中澤委員 基準超過の再発防止対策について、5頁のところですよ。①は判りましたが、②は原水の水質をどのように評価するのか、なかなか判断が難しいと思います。通常と異なる原水をどういう基準で決めるのか、どういうケースを想定しているのか、教えてください。

○齋藤委員長 お願いします。

○工藤課長 ②の基準超過については、埋め戻した池の水に含まれる「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が想定よりも高濃度であったことが原因です。同じB地区内で処理実績のある池水と同程度と想定して投入量を調整せずに水処理施設に投入したため、過負荷になったものです。今後とも、さまざまな汚染水を処理することが見込まれますので、この事案を教訓として、異なる場所から発生する汚染水はその都度、濃度を実測して投入量を調整することとしました。例えば、A－B地区境界部から掘削除去してL地区に保管中の砂質土層の洗出処理もその一つですが、適切に対応して参ります。

○中澤委員 原水調整は、希釈である程度濃度を下げるという手段、方法でしょうか。

○工藤課長 3系統ある原水の混合で調整しています。原水は揚水場所により汚染物質の種類と濃度が異なっており、3系統に管理されています。いわゆる大口径井戸などは濃度が低い系統です。これらの原水を混合しながら調整して、投入しています。

○中澤委員 以前は全て1つの原水槽に集めて処理していましたが、今は違うのですか。各系統に原水槽があるのですか。

○工藤課長 はい、系統毎に原水槽があります。VOCの処理を対象としていた当時は原水槽が1つでしたが、平成25年に1,4-ジオキサンの処理を開始した際に系統毎に原水槽を設けて管理するように変更しました。これを利用します。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。

私からも確認させてください。A地区のキャッピングシートを剥がしたのは7月でしたか。

○工藤課長 はい。

○齋藤委員長 そうすると、7月から2～3か月経過して、雨水が浸透して洗出処理が進んでいるだろうと。

○工藤課長 はい。

○齋藤委員長 洗出処理が進むと、揚水井戸の濃度が低下してくると思います。いきなり少ないのでは困るのであって、洗出処理が進むときには大量に出て、浄化の進行に伴って次第に濃度が低下というプロセスを期待しているということでしょうか。

○工藤課長 はい。

○齋藤委員長 現地在去年まで紫というか、黒っぽい池水でした。今回はちょっと緑っぽい濁った水、よく見られるような色に変わっていましたが、いつ頃からでしょうか。キャッピングシートを剥がした後ではないですね。

○工藤課長 池水の色は本年4月以降、徐々に変わってきました。キャッピングシートを剥がす前からです。なお、斜面からの浸出水の色は最近薄くなってきました。

○齋藤委員長 中澤委員、前にも聞いたと思うのですが、何でああいう紫っぽい色になったのでしょうか。

○中澤委員 試料をいただいてろ過したところ、ろ液の色は普通の紙のろ紙では変化がなく、ポアサイズ0.45 μ mのメンブレンフィルターでは透明になりました。そういう色の微粒子が入っていたのか、あるいは微粒子が光を吸収してその色になったかは判りません。ろ紙についていた微粒子を元素分析すると、マンガンが検出されたので、マンガンが沈殿して微粒子を生成することが着色の原因かと考えました。颯田委員、いかがですか。

○颯田委員 多分同じ試料で、私は炭素を測ったと思います。無機の炭素、いわゆる炭酸が検出されたので、中澤委員のデータと突き合わせると炭酸水素マンガンかと思ったという記憶があります。手元にデータがないので、ちょっと自信はないのですが、そう考えたことがあります。

○齋藤委員長 池水の状況等はわかりました。浸出水の着色については、1,4-ジオキサンの濃度とは関係ないものと考えていいですね。あの色が洗出処理に関係するのかなどと、ちょっと素人考案的に思ったりしたのですが、別問題のようですね。ありがとうございます。ほかにありますか。よろしいですか。

「なし」の声

○齋藤委員長 1,4-ジオキサンについては、キャッピングを外して、洗出処理しているところですか。その効果が積雪前に現れてくれればいいと思います。N地区については、12月に予定している広範囲の調査の結果をもとに、高濃度の汚染区画は力づくで掘ることも選択肢に入れなければならないだろうと思います。それでは、「協議事項4 環境モニタリング結果について」の説明をお願いします。

○水本技師 二戸保健福祉環境センターの水本と申します。「協議事項4 環境モニタリング結果」を御説明します。21頁の資料3を御覧願います。1,4-ジオキサンの測定結果は表1-1のとおりで、高濃度であったイー1の低下傾向が顕著になってきました。他の地点も概ね低下傾向で、一部の地点が横ばいでした。22頁に環境基準に対する濃度比をお示ししています。23頁に濃度の経年変化をお示ししています。灰色のグラフは基準適合の井戸です。

24頁を御覧願います。重金属類の検出状況です。今年度に入ってから、基準を超過する井戸が減少しています。東側周辺部において、5月にイー18井戸のカドミウム、8月に南調整池浸出水の総水銀が基準を超過しましたが、全量回収等により対応しているところであり、場外への流出はありません。他の地点は全て基準に適合していました。

25頁を御覧願います。VOCの検出状況です。西側県境部において、地下水の基準超過が継続しています。イー20井戸とイー21井戸です。

26頁を御覧願います。「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」の検出状況です。これまでと同様の傾向です。

27頁を御覧願います。その他項目の検出状況です。場内の井戸で基準超過がありました。イー5井戸で5月にダイオキシン、8月にフッ素、イー1井戸で5月にフッ素でした。

28～43頁が5～8月の地点別の一覧表です。

44頁を御覧願います。7月2日に採取した底質の調査結果です。全地点、全項目で基準に適合していました。

45～46頁にモニタリング地点の位置図をお示ししています。以上で「環境モニタリング結果について」の説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。御質問、御意見をお願いします。中澤委員、どうぞ。

○中澤委員 南調整池の浸出水に水銀が含まれていて全量回収と記載されていますが、どのように処理しているのでしょうか。また、突然に環境基準を超過するような浸出水があるということに対して、今後どのように対処するか、考えがあったら教えていただきたいのですが。

○齋藤委員長 お願いします。

○工藤課長 南調整池浸出水は水処理施設で凝集沈殿などの処理を行っています。備考欄に記載しているように、平成22年、平成25年、本年1月と5月など、年に1回くらい同程度の濃度が観測されているため、常時全量を回収していますが、南調整池のシートの下を流れてくる地下水なので、場内全体の洗出処理の効果を見ながら対応を検討して参ります。

○中澤委員 環境モニタリングを続けて、土壌浄化が終わった時点で対策を考えるという意味で理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

○工藤課長 はい。

○齋藤委員長 よろしいですか。生田委員、どうぞ。

○生田委員 27頁の場内中央部のダイオキシンが平成25年5月に7.0 mg/Lと非常に高い値を示していますが、この原因は何でしょうか。

○工藤課長 イー5は、ちょうど建屋の横の場所で、投棄されていた燃えがら等に由来する高値と考えられます。廃棄物を撤去してダイオキシン濃度は低下傾向にあります。廃棄物から染み出た成分が一部の地下水に残留しています。

○生田委員 5月の7.0 mg/Lから8月の0.21 mg/Lに低下していますが、この部分を片づけたのですか。

○工藤課長 現場全体で洗出処理による浄化を実施しており、地下水の動きにより濃度が変動している状況と考えます。

○齋藤委員長 なかなか断定はできないのだらうと思います。廃棄物は全量撤去したので、地下水中に残ったいろんな成分が出尽くしていけば、基本的に環境基準値以下に近づいていくという期待で全体のことが進んでいます。1,4-ジオキサン洗出処理が始まったばかりですので、基本的に高いところが半分近く残っているのはやむを得ない。VOCはN地区の寄り戻しの部分、今対応しているところ以外は出ていない。重金属もほとんど出なくなった。総じて言えば有害物質が出てこないような方向に向かっていると見てよろしいのではないかと

と思いますが、いかがですか。

○工藤課長 はい、そのように考えています。

○齋藤委員長 これが全部そうなってくれば、一安心ということになります。今後の効果を見ていきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、「協議事項5 不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループについて」、今までいろんなお話がこの協議会でも出ていましたが、今回、事務局から具体的な提案を出していただくことになりました。説明をお願いします。

○工藤課長 「協議事項5 県境不法投棄事案の教訓を後世に伝える検討ワーキンググループについて」を御説明します。47頁の資料4を御覧願います。これまで議論いただいた事項を整理した事務局案です。

「1 ワーキンググループの目的」です。平成26年3月に廃棄物の全量撤去が完了し、3年後の平成29年度には、原状回復の完了を迎える見通しとなりました。原状回復後について、いろいろ検討できる時期になってきました。「今後の地域の環境保全に資する」とは、不法投棄事案の再発防止や循環型社会の構築、廃棄物処理技術の向上等に役立てたい、この教訓や知見を伝えたいという趣旨です。そういうことを目的として、原状回復の記録の活用や跡地の環境再生のあり方について、地元の皆様、地域と連携により取組を検討しようとするものです。

「2 ワーキンググループの位置付け」です。これまで原状回復対策協議会においても何度か議論いただいた経緯を踏まえて、ワーキンググループを協議会の下部組織としようとするものです。

「3 ワーキンググループの構成員」です。目的で申し上げましたように、この検討に当たりましては地域の連携、地域の方々の意向・参画が非常に大切であると考えています。構成員として、地元の方々を中心に、例示でございますが、二戸市内の商工会、それぞれの環境活動やまちづくりに関わっている団体の関係者、地元自治体である二戸市の職員、農林分野等の学識経験者の方々に委嘱しようとするものです。

「4 検討事項」です。「(1) 原状回復の記録の保存や活用のあり方について」は、原状回復を図る中で、これまで得られた記録、経験、技術的知見等を保存して、地域の環境保全、環境教育に活用するためにはどのように整理していくのがいいのか、どのような形で活用していただくか、こういう部分のあり方について検討しようとするものです。

「(2) 跡地の環境再生のあり方について」は、原状回復後の跡地における環境再生が成りましたという形、そこに持っていくための取組等のあり方について検討しようとするものです。

「5 検討スケジュール」です。本日の議論を踏まえて、構成員の人選を行い、年内を目途に第1回の会合を開催したいと考えています。取組の方向性や内容を検討し、その結果を

協議会に報告して、協議会の意見をフィードバックしながら進めたいと考えています。以上で「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝える検討ワーキンググループについて」の説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。まさに根っこの部分だと思いますが、こういう骨子での提案をいただきました。これだけの税金を使って、ただ捨てたという話では余りにもつたいない。私見を言うと、その後の3.11でこれだけの自然災害が起きて、災害廃棄物の処理という大問題もありましたし、原発事故も加えて、持続可能な社会のあり方はどうするのかと、いろんな課題が出てきたわけです。この県境不法投棄の問題は、飽食、使い捨てる時代から持続可能な社会への転換について、いろんな意味での警告があったと思います。人口減少の問題でようやく安倍総理が地域創生などというお話を言い始めましたが、首都圏と地方の対立構造のような、国と地方とのあり方という課題も実はこの産廃の問題に根深く関わっていた。二度とこういう事案が起きないように今回の成果、それからこれだけのお金をかけた事業、具体的には跡地がどんなふうに活用されるべきかということについて、岩手県民の庭で起きたことですので、県民がみんなで考える。特に二戸の現地という面からすれば、これだけの害を被って、この経験を新しい地域づくりにどう生かせるか、そういうことを避けて終わらせてはいけない事案ではないかというお話をしてまいりました。皆様方にも同じ思いがあって、本日まで十何年間も原状回復の委員会を62回、欠かさずに御出席いただいた。そういう思いは共通という気がしています。

この協議会でも、橋本副委員長をリーダーとして、跡地の植生等に関するワーキンググループを作ろうかというお話を何度かしておりましたが、具体的にスタートしていませんでした。そういう経緯を踏まえて、きちっとワーキンググループを作って前進させようということを事務局から提案いただいたと思います。必要なことだと私も思いますし、委員の方々もそうだと思います。組み方とか、いろいろ位置づけ、御意見をいただいて、協議会としての方針を打ち出したいと思いますので、御意見をお願いします。笹尾委員、どうぞ。

○笹尾委員 県の職員はワーキンググループの構成員に入っていませんが、事務局として関わるといえることですか。

○工藤課長 はい、事務局です。

○笹尾委員 よろしくをお願いします。

○齋藤委員長 県に事務局を担っていただくという意味もあって、協議会の下部組織という位置づけにされるものだと思います。構成員が事務処理をしながら進めていくということはとても困難です。地元、二戸市長さんも地元の自治体としての対応の仕方についてはいろいろお考えが出てくると思います。生田委員、ここまで環境研究会として関わってこられて、この次のステップについて、どんなふうに受け止めておられるでしょうか。

○生田委員 これらの教訓を後世に伝えるために、前段は子供達と一緒に環境学習発表会を

したり、シンポジウムをしたりしながら頑張っていました。いつの頃からか皆様に忘れられてきて、風化の一途をたどっているような状態になってしまったわけです。子供達だけではなくて、退職女性教職員の会の皆様とか、婦人会の皆様とか、大人の方にも最初から参加していただいて、現地にも毎年行って現場を見ながら勉強しては参りましたが、参加していただいた皆様も月日を重ねて高齢化いたしまして、あそこまで足を運ぶのも大変な状態にもなりました。ですので、風化している、風化しつつあるというか、そういう状態をまた新たに、何とかして忘れないように学習してもらいたいとか、ここから発信したいと思っています。どのようにしたらいいのか。二戸市長さんがおいでになります。市長さんや地元の人みんな考えていく、提案いただいたワーキンググループのような何かがあれば、もしかしたらもう一度やれる、皆様に発信できるチャンスはがあると、そう思っています。私達のカシオペア環境研究会1つでは、ちょっと無理な部分がありました。

○齋藤委員長 多分そういう事業を進めていくとなったら、いろんな団体の方とか市民の方々の御協力は必要だろうと思います。ここで言うと、ちょっとこれは1つ挙げた方がいいのかな、記録保存となってくると、これは事務局体制の中で、何か研修のスタッフを用意して、委員の皆様方にも役割分担をしていただきながらとかという、そういう実務作業になるのだらうと思います。2つ目の環境再生のあり方、どう生かすかということについては、いろんなアイデアを提出していただいて、それを実行していくというのは、これはもっと大きなところで県が主体になるのか、あるいは二戸市で関わるところは、そういうところは一緒になってとか、何かそういう事業主体を作りながらやっていくということになるのだと思います。今までカシオペア研究会がシンポジウムとか、いろんな事業のように主体的に全部背負っていくということは、あれから15年たったのですから、皆様方、70、80になってゆるくないということがあると思いますが、そういう議論をしてまとめながら案を出したりということであれば、まだまだパワーはあるのではないかと勝手に思ったりしています。こういう意見なりお話について、二戸市長さんはいかがですか。

○藤原委員 二戸市だけではなく、岩手県でも全面的に特にも土地の所有問題とか、さまざまクリアしなければならない問題があるものですから、それらについては主体的にやっていただきたいというのが本音です。

それで、冒頭にも申し上げましたとおり、今日行ってみまして、これをどのように元通りの森林や農地に戻していくのかと思って眺めますと、トラクターが牧野の牧草を刈っているところなども目に入って、本来であればああいう姿が一番よくて、ごみの不法投棄になる前はああいう姿だったのかということを感じてきました。

環境再生は2～3年、あるいは5年程度は行政なり、それぞれの分野のところで多分できると思います。ただ、10年先、15年先になった場合、誰が主体的にやっていくのか。地元の方とか、今回この部分だけではなく、例えば小端川、金田一川を挟んで、ずっと馬淵川まで

川が、水が流れていたわけですので、一番驚いたのは住む人なのだと思いますが、渋屋委員は本日欠席ですが、その人達も一緒になって水は農地、農作に使っているものですから、大変な貴重なものだよというものをうたいながらやるとか、あるいは反対側の十文字川の方には川代地区の牧野組合等もあるものですから、そういう人達と一緒にここを巻き込みながらやっていかなければ、多分10年先、15年先になってみれば、単なる荒地になってしまう。その人達も一緒になってやっていくのであれば、何とか続けていけるのではないかと考えているのですが、どういう仕組みを持ってそれを続けていくのか、ストーリーというか、読めない部分もあるので、今ちょっと悩んでいます。1～2年、あるいは5年は行政でもやれると思います。続くと思います、3年、5年は。ただ、その後をどうするのかとなると、段々忘れられていくのではないかと。忘れられないようにするには、その場所を活用していくためにはどうすればいいのかと。私とすれば一日も早く現場の安全宣言を出していただきたい。「この土地は大丈夫です。大根作っても、何作っても大丈夫です。」というものを出示していただきながら進めていけば、そんな風評被害などが出なくて、そのところはまた元通り活用できると考えています。

○齋藤委員長 この跡地どうするかということは、県でもかなり政策的、政治的な判断も含めて対応を検討されていると思います。二戸市はどのように関わるか。民間の人が何か環境再生に活用するとすれば、行政と市民が組んでもいいのだろうし、いろんな選択があると思います。これから何十年もその土地、その土地を抱えたこの地域といったものの関わりは続くことだろうと思います。どういう形だったらそれが教訓として残るのか、その辺を考えて何かアイデアを出してみる。地域の住民の方も参加して考える機会を持つことが大事だと思います。3.11の津波災害で、その教訓をどう生かすかという形、これも大変難しいのです。今まで何遍も風化して、それを語り継ぐということを繰り返していながら、同じ轍を踏んでしまった。また踏んだ轍をどうするかといったら、実は私もその関わりを言うと非常に悩ましい、こうすればいいのだなという名案は簡単には出てこない。ただ、何か試みていくということをもみんなで考えていく、それはしなければならぬだろうと思います。物凄い独断と偏見で、深く考えて言っている話ではないが、敷地の入り口に県で220億も捨てたという大看板を建てるぐらいあっても、何か気がつくためにはいいのではないかと。あるいはここの地域がこういう不法投棄という全国一の不幸な出来事が起きたという、それを考えてもらうためには、これは市長さんの政治力なのかもしれませんが、少なくとも二戸の小学生や中学生には年1回は現地に行くこと、環境教育を繰り返していく。こういうことを繰り返さないよう、そういうセンスを持って次代の子供達に地域を創っていってもらい、教育委員会が地域特有の学習の場をやりますと決断すれば、継続的につながっていく。一例です。二戸で年1回、この土地の入口でみんなで見学会を開いて、私達の未来を考える現地見学会でも良いです。いろんなアイデアがあって、引き継いでいくような形は出てくるだろうと。関連して、跡地をど

うするか、ただ木を植えて元の林になったということでもいいのか、それとも市長さんがおっしゃったような新たな産業という形で活用される、プラスになるか。それは、過去にこれだけのお金をつぎ込んで、こういうことを繰り返さない、こういう生かし方をしているという事例にするということでもいいのだろうと思います。何かいろんなものが絡んでくるのだろうと思います。全て理想的に、こうすれば完璧なのだという回答なんか出るわけがないのですが、みんなで考えていくことがこれだけの税金をつぎ込んだ次の社会への責任というか、前向きな展開なのかなと、そんなことを思っています。このワーキングは「そういうことをみんなで協議して考えていきましょう。」という位置づけだろうという気がしています。私が勝手に持論をしゃべるだけではだめですので、皆様方から御意見をいただいて、グループを作る一助にしたいと思います。高嶋委員、いかがですか。

○高嶋委員 こうしたワーキンググループを設置すること自体、非常にいいことだと思っています。ワーキンググループの内容として2点、原状回復の記録の保存と、跡地の環境再生が示されました。忘れないということ、これ自体がかなり難しいというか、何を忘れないのか、誰が忘れないのか、そういったことをいろいろ考えていかなければいけないのだろうなと思っています。我々委員からすれば、〇〇の地区はこういう状況であったとか、そのためにこれぐらいこんな苦勞をしたとか、そういうのを個人個人忘れないであるものですが、それをほかの日本全国に還元する、あるいは普通の国民が忘れていかないというためには、どういう仕組みというか、仕掛けが必要なのか、そういったことを発信できるような拠点としてワーキングに頑張ってもらいたいと思っています。

○齋藤委員長 颯田委員、いかがでしょうか。

○颯田委員 私は、授業で機会があれば不法投棄の話をしてしていますが、入学してくる学生がもう知らないのです、初めて聞いたと。岩手県出身の学生でも初めて聞く。ですから、そういう意味では、あの現場で何か勉強できるというか、何が起きて、我々が何を知ろうとして、どういう成果が得られたのかというようなことを学べるような場所に再生していただきたいという思いが強くなります。今岩手大学でも沿岸部に学生を連れていっていますが、いずれ二戸にもみんなで、学生を連れて勉強に来られるような場所になったらいいと思っています。

○齋藤委員長 築田委員、いかがですか。

○築田委員 これは協議会当初からの課題であったと思うのです。先ほど委員長が言いましたように、多額の税を使って環境再生のあり方をこれまで協議してきた、行政も協議会もベストを尽くしたということ後世に伝えるべきであり、目に見える形でわかりやすくするため、ワーキンググループは必要だと思います。後世へ残せる具体的な姿、できれば目に見えるような形で残して、子供達の将来、未来に対しての環境問題ということを考えていく材料、そういったものにしていくべきだと思います。単なる環境問題を未来、将来考えること、あるいは産業までつなげていけるような形にする具体的な考え方、あり方をワーキンググループ

検討会の中でやっていくべきだと私は思います。

○齋藤委員長 中澤委員、いかがですか。

○中澤委員 この事案について、きちんと総括して、それを後世に伝えることが必要だと思います。豊島でも後世に残すための施設などがあつたように思います。そういうものが残せればいいなと思います。

○齋藤委員長 豊島は貯蔵施設の中の一部にレプリカを展示したりとか、溶融炉のところに事案の経過とか、事業の中身のところに何か説明するようなものが残っていたが、メモリアル的なものはあつたかな。

○中澤委員 豊島でも原状回復事業が始まった初期の段階で見学に行ったのですが、展示がありました。

○齋藤委員長 何もない。

○中澤委員 不法投棄の状態を示すものが残っていないですね。地下深部に埋却して偽装するような形で廃棄物が不法投棄された写真はあるのですが。保存して、いかにディスプレイするかということまで考えてもらいたいと思います。このような規模の地下水汚染の浄化プロジェクト、事業は過去にありませんでした。いろいろな浄化方法を検討して、最適なものを選択して浄化を進めています。そういう技術的な事項も記録として残していく必要があると思います。

ワーキンググループがどのぐらいのペースで検討して、協議会にどうフィードバックして、県との協議になるかもしれませんが、どのようにして政策を決めていくのでしょうか。

もう一つは、跡地利用が原状回復事業みたいに、ここは青森、こっちは岩手とはっきりわかるような形がいいのか？ 両県である程度同じ方向性を持った土地利用を追求というのは難しいかもしれませんが、できるだけ早い時点で協議して検討して決めるべき事項ではないかという気がします。

○齋藤委員長 根源的な問題を意見いただきました。日本が岩手スタンダードとして世界に打って出られるいろんな技術、環境再生の技術が作り出されたと思います。膨大な記録です。非常に貴重だということです。また、ずっと心にあるのは、両県の原状回復の仕方が違うということで別々にやってきたこと。一緒に記録にすることは、恐らく不可能なのでしょうし、残念ながらそれぞれのところが作るのも仕方ないのだろうと思います。跡地をどうするかということについて、青森県は一応植生という形で決めて手を打ってしまったところで、同じ土俵に乗れるのかは結構難しい問題があるという気がします。岩手がどうするかということは、模索しながらやっていくとしか、今のところは言えないのではないかと思います。

すみません、田子町長さん。この協議会は、基本は同じ場所、岩手が岩手の人達だけでやる話ではなく、当然、田子町の行政あるいは地域の人とのお話であり、一緒にやるべきだということで基本的にスタートしているところがあります。今のような事業のところに、田子

町がどのくらい関わってくださるのかということも、お考えいただかなければならないと思います。関われる部分があれば、いろいろ意見を言っていたら、一緒にできるものがあるということも考えたいとはずっと思っていたのですが、今日白黒ではなくて、何か思うところがあれば、御発言をお願いしたいと思います。

○山本晴美委員 先ほど生田委員からもありましたが、どんどん風化していくというのはそのとおりだと思います。青森県区域は、幾らか進んだところはございますが、基本的にはどれだけ多くの方々が忘れないで参画してもらえるのか、多くの子供達がそこに来てこの事実を学ぶことができるのかということと、生活する中でそれらをどんなふうに生かしていけるのかということが最も大きな観点になるのだらうと思っています。

したがって、青森県区域、岩手県区域、形は若干違うものができるのかもしれませんが、多くの方々が参画していただける仕組みを作ることが大事だと思います。先ほど市長さんもおっしゃいました、「何年間だけ力を出して終わるような仕組みでは続かない。」と。多くの方々が長い期間参画していただけるためにどんなことが必要なのかということをお考えいただくことが重要だと思っています。田子町がこの岩手県の現場に直接関わるということはないのかもしれませんが、私達は二戸市とは相当のこれまでの期間の中で、いろんな意見を言い合うことができるような下地ができていると思っていますので、その部分についてはしっかりと二戸市とのお話し合いをしながら我々ができる可能性のこと、これは町民、議会、いろいろありますが、それらの垣根をどれだけ越えられるか、お話し合いをしながら進めていきたいものだと思っています。大事なところは、長い期間これらの関係者の方々、岩手県も含め、二戸市も含め、多くの市民団体も含めて関わっていただくような仕組みがどうできるのかということに尽きるのではないかと考えています。ここについては、青森県区域も同様でありまして、既に成ったことではなくて、これからどんなことをしていかなければいけないのか、スタートラインに立ったばかりと思っています。そのところについては、この協議会に来て、いろんな意見を聞いて、そうだったのかと気づかせていただいたことも多くあります。それらのことも我々の次のステップに向けて歩いていく糧としていきたい。何か申し上げるようなことはございませんが、一緒に進めていくという立場であることは変わりがないと御理解いただければありがたいと思っています。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

山本わか委員、田子の住民の方として、何か御意見があればお話ししたいと思っています。

○山本わか委員 個人的には、長年関わってこられました中村忠充さんの銅像を現場に建てようとか、石碑を建てようとか、その際のお金は皆からお金を集めようと、そういう話もしています。八戸農協の女性部という協議会の中で、年1回組織づくりの発表会があって、グリーンジャーになりませんかという内容でJ A八戸田子支部が青森県代表になりました。産廃現場のある田子町なので、ストックヤードを設置してリサイクルの新聞とかペットボトルを

集めてお金にして、そのお金で車椅子を買って施設に贈るという活動が何年か続いてきました。東北・北海道の発表会で最優秀をいただいて、1月の全国大会に行きます。最後に締めくくった言葉は、皆様でゴレンジャーになりましょうという言葉でした。女性部としてもいろいろ関わってきたし、現場確認も長年してきたので、地味ではありましたが、そういう若い人達も同じ目線で見てくれたということが何よりもよかったと思っています。これからも地域貢献、社会貢献を考えていきたいと思っています。

○齋藤委員長 ありがとうございます。貴重なお話です。中村さんの銅像なんていうのは、みんな笑っていましたが、楽しいことですね。何か深刻に考えるよりは、「ああ、こういうことを言ってくれた人が。」と。こういう長い時間つなげていくというのは、ノルマで苦痛だったらできないのです。津波の例で言えば、津波文化という文化をどう醸成していくか、みんなでお祭りと言ったらこんな犠牲出ているのに申し訳ないが、何かそういう楽しいものとして引き継いでいくような形でないと生きていけない。だから、「つらい思い出、多くのお金をかけた代物だが、みんなの前向きに動いて、集まって何かすると楽しいよね。」という。そんなものが文化として根づいていくことを考えていたので、中村さんの石像か銅像という話を聞いたときに、「いやジョークじゃないよ、これは。」という気がしました。

いろんな意見を交わしていくことが必要だと思います。仲間になってやっていただくのに、協議会として、以前から橋本副委員長にメインにというお話をしていたので、とりあえずそこは決めて前に進みたいと思うのです。他の委員にも入っていただくとか、カシオペアには入ってほしいという思いは個人的にするのですが、元気な人達がいるならNPOでもいいでしょうし、市からは市長さんということではなく、現場で動いているような人も加えてもらうとか、いろんなことがあると思います。そこは後日詰めていただくとして、協議会から橋本委員に、ワーキングの長をお願いするということは今日決めたいと思うのですが、皆様方はいかがでしょうか。よければ、拍手ぐらいしていただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございます。橋本委員の思いもどうぞ。

○橋本委員 この協議会を立ち上げて、第1回、第2回と審議を進めてきました。いろんな情報がめまぐるしく出て、とにかく急がなくてはいけないという状況が続いたわけです。不幸な事態なのですが、もっとそれを前向きに考えていこう、そして委員長がよくおっしゃっていたように、現代社会の罪深、愚かさからもっと前へ向いて学んでいこうという何か。そういった非常に強い思想のようなものがこの協議会にあって、私は協議会自体に感動したといますか、自分のできることがあれば関わっていきたくて思いました。それから十数年たって、そのことが今日この場でまた再確認されたことの意義は大きいと思っています。

環境再生やソフト的なアーカイブ化など、協議会の責務、所掌とはやや離れているような、何か最終章のところ協議会がどう関わるか、曖昧な形でここ数年推移してきました。それ

が今日こういったワーキングの提案を受けて、ありがたく思っています。思えば、廃棄物を撤去しなくてはいけない、まずそれで走り出して、現在は土壌浄化です。結構スムーズに進むかに見えた時期もありましたが、1,4-ジオキサンの問題が出てきて、手こずっている。そんな簡単には浄化できない。ややゴールが見えかけてきたという中で、ワーキング立ち上げられたことは非常に大きな意味を持つと思うのです。みんなで先々のことを考えて、非常に大きな問題に取り組んできたのです。確かに人々の記憶は風化していきますが、こういう問題が起きたということで人の結びつきを一つ一つ作り上げていくということが重要ではないかと思えます。そのことが地域の活性化を生むわけですし、現場がある問題ですので、私農学に所属している者から言わせれば、本来の自然環境、土地をどう利用していくかということも一つの問題として賢い選択をしていかななくてはならないのだらうと思えます。木を植えて、緑になって、はい、おしまいということではなくて、もう少し土地、空間をどう利用して、賢く使っていくかという、そういったことも最終的には考えていかななくてはならない。結局それが人と人の結びつきも保てるようになるのではないだらうかと思えます。ワーキンググループ構成員になる方々の意見お聞きしながら、実のあるといいますか、当初持っていた思想を脈々と伝えていけるような、そういった形のあるものを目指したいので、御助言等いただければありがたいと思えます。

○齋藤委員長 協議会の橋本副委員長にワーキングの取りまとめをお願いします。他の構成員については、委員の方に入っていただくことがいいのか、関係の人を紹介してもらうのがあるのか、その辺も検討していただくということでもいいですか。私も相談に乗りますが、橋本委員と事務局で協議しながらコアを固めていただくようなところまで、ここで決めたいと思えます。事務局はそれでよろしいでしょうか。

○工藤課長 はい、わかりました。

○齋藤委員長 事業団の藤田次長さんは長い間、経緯を聞いておられますので、感想や思いがあればお話いただければありがたいと思えます。

○藤田オブザーバー 検討ワーキングの設置について、協議会で方向付けされたということは大変有意義だと思っています。青森県は早くから再生という形の協議をされてきた。先ほど話題に出てきました香川県は香川県のやり方で今後やられていくということを聞いています。皆様がこれから前に進もうとされているときに水を差すような話で申し訳ないのですが、再生に関しては産廃特措法の対象から外れているということがあります。そこについては、かなり厳しい部分があって、皆様の県民の方や市民の方の善意といいますか、そういう中で事業をやっていかなければいけない、あとは県税ということはあると思えますが、そういうところになってしまうということがありますので、大変厳しい選択をしていかなければいけないというところが一番ネックになるものと思っています。岩手県も十分バックアップをしていただいて、今後の事業を進めていただければと思います。財団もいろいろと情報をいろ

んな自治体から集めることができると思います。県を通じて相談していただければ、できる部分については情報発信させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。財団や国からお金をというわけにはいかないことは重々わかっています。県の税金もこれぐらい注ぎ込んだのですから、それをさらに生かすためには、有意義であればなお措置ということもお考えいただきたい。そういう範疇の中で進めていかなければならないということはきちっと踏まえていきたいと思います。次のステップでも皆様から御意見、御尽力をいただいて進みたいと思います。よろしく願いします。

「協議事項6 その他について」、事務局いかがですか。

○工藤課長 特にございませぬ。

○齋藤委員長 では、御紹介を一つ。全国の産廃協会連合会という産廃処理業界の全国組織があります。この全国大会が岩手県で開催されます。第13回全国産廃協会連合会全国大会ということで、11月7日金曜日、午後1時半からメトロポリタンで開かれます。この中で、持続可能な社会に向けたシンポジウムがあって、私にコーディネーターをやれという命令が来まして、ここには環境省の方とか、県の副部長さんもパネリストとして出ます。岩手でやる以上、テーマは当然、この県境不法投棄、それから震災における瓦れき処理。それらを考えながら次の持続的社會をどう創るかというシンポジウムです。協議会の方々には、別途メールで御案内を差し上げたいと思いますが、今言ったテーマがまさに議論されますので、都合のつく方は御参加を検討願います。

○齋藤委員長 その他のその他。事務局ありますか。

○工藤課長 次回、第63回協議会ですが、来年3月7日土曜日を予定しています。詳しい日程等については、追って御連絡を差し上げますのでよろしく願いいたします。

○齋藤委員長 そのほか。

「なし」の声

○齋藤委員長 では、マイクをお返しします。ありがとうございました。

3 開 会

○熊谷主査 齋藤委員長におかれましては、長時間にわたり議事進行、ありがとうございます。また、委員の皆様、御来場いただいた皆様、お疲れさまでした。以上をもちまして第62回原状回復対策協議会を閉会します。